

承認第10号

専決処分の承認を求めることについて

平成30年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、
承認を求める。

令和元年5月10日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 9 号

平成30年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
について

平成30年度おいらせ町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,351千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,515,428千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年 3 月 3 1 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		563,408	6,800	570,208
	1 国民健康保険税	563,408	6,800	570,208
3 県支出金		1,608,863	13,885	1,622,748
	1 県補助金	1,608,863	13,885	1,622,748
5 繰入金		225,988	△3,782	222,206
	1 一般会計繰入金	225,988	△3,782	222,206
7 諸収入		12,297	1,448	13,745
	1 延滞金・加算金及び過料	9,862	2,964	12,826
	3 雑入	2,434	△1,516	918
歳入	合 計	2,497,077	18,351	2,515,428

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		48,371	△1,234	47,137
	1 総務管理費	42,564	△1,234	41,330
2 保険給付費		1,586,049	△56,530	1,529,519
	1 療養諸費	1,380,051	△38,290	1,341,761
	2 高額療養費	194,700	△18,240	176,460
3 国民健康保険事業費納付金		732,824	0	732,824
	1 医療給付費分	490,284	0	490,284
5 保健事業費		33,777	△1,803	31,974
	1 特定健康診査等事業費	17,545	△1,087	16,458
	2 保健事業費	10,529	△593	9,936
	3 特別総合保健施設事業費	5,703	△123	5,580
6 基金積立金		52,893	77,918	130,811
	1 基金積立金	52,893	77,918	130,811
歳 出	合 計	2,497,077	18,351	2,515,428